

答 申 の 概 要

件 名	交通事故処理に係る物件事故報告書の部分開示決定に対する審査請求（諮問第 12 号）		
本件保有個人情報	審査請求人が当事者となった交通事故に係る物件事故報告書		
主な非開示理由	条例第 17 条第 3 号（開示請求者以外の個人情報）、同条第 5 号（犯罪の予防、捜査等情報）、同条第 7 号（事務又は事業に関する情報）		
実施機関	静岡県警察本部長		
諮問庁	静岡県公安委員会		
諮問年月日	平成 21 年 5 月 14 日	答申年月日	平成 21 年 11 月 30 日
主な論点	<p>1 本件保有個人情報のうち、「開示請求者以外の個人の電話番号、運転免許、処理区分、身柄措置、職業、勤務先及び言動」は、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」又は「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」と認められるか（条例第 17 条第 3 号該当性）。</p> <p>2 本件保有個人情報のうち、「事故発生の状況」、「指揮事項」及び「現場略図」は、開示することにより、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と認められるか（条例第 17 条第 5 号該当性）。</p> <p>3 本件保有個人情報のうち、「被害程度欄の交通事故処理事務に関する情報」は、開示することにより、実施機関の「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報と認められるか（条例第 17 条第 7 号該当性）。</p>		

審査会の結論

実施機関が非開示とした部分のうち、「被害程度欄の交通事故処理事務に関する情報」は開示すべきである。

審査会の判断

1 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人が当事者となった交通事故について作成された物件事故報告書である。

2 「開示請求者以外の個人の電話番号、運転免許、処理区分、身柄措置、職業、勤務先及び言動」について

(1) これらの情報は、条例第 17 条第 3 号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものに該当するところ、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（条例第 17 条第 3 号ただし書ア）と認められるかにつき以下検討する。

まず、処理区分、身柄措置及び言動については、交通事故当事者間で交換するような性質の情報とはいえないから、審査請求人が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報と評価できるものとはいえない。

電話番号、運転免許、職業及び勤務先についても、これらの情報を交通事故当事者間で提供し合うことが「慣行」として認められるとまではいえない。

なお、審査請求人は、これらの情報について既に自身が知っていると主張するが、たとえ審査請求人が知ることができたとしても、それが個別的な事情にとどまるものである以上、「慣行」とはいえない。以上から、「開示請求者以外の個人の電話番号、運転免許、処理区分、身柄措置、職業、勤務先及び言動」は、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」とは認められない。

(2) 次に、審査請求人は、特に「言動」部分につき、条例第 17 条第 3 号ただし書イに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当し、開示すべき旨主張しているが、審査請求人が主張する財産上の利益は、単に示談交渉において有利になる可能性がある程度のものであり、開示することにより害される開示請求者以外の個人の権利利益に優越するとまではいえない。したがって「言動」部分は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」とは認められない。

以上から、開示請求者以外の個人の電話番号、運転免許、処理区分、身柄措置、職業、勤務先及び言動」は条例第 17 条第 3 号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当である。

3 「事故発生の状況、指揮事項及び現場略図」について

そもそも物件事故報告書は、交通事故のうち、物の破損のみと認められる事故（以下「物件事故」という。）について、行政警察活動の一環として警察官が作成しているものであるが、例えば、事故後、後発的に負傷が生じた事故当事者からの診断書の提出を端緒として人身事故として取り扱われることとなったり、あるいは、交通事故に擬した保険金詐欺事件であることが明らかになった場合に開始される犯罪捜査活動において、捜査の基礎となる資料であると認められる。また、現に静岡県において、当初は物件事故として取り扱われたもののうち少なからぬものが、後日に人身事故として取り扱われている実態があることから、物件事故について後日犯罪捜査活動が開始される可能性は否定することができないものである。このように、物件事故報告書は、例えば、過失致死傷あるいは詐欺等の罪の公訴時効が完成するまでは、捜査のための資料となる潜在的な可能性をもつものである。

このような性質を前提として実施機関が非開示とした各情報について見るに、「事故発生の状況」は、当事者双方から事情聴取した情報及び交通事故現場の規制状況、交通法令違反の有無、事故車両の損傷状況等の情報を警察官が取りまとめて記載したもので、「現場略図」は、「事故発生の状況」を図示したものであり、これらの情報は、将来犯罪捜査が開始された場合に捜査の基礎となるべき情報である。また、「指揮事項」は、得られた証拠に基づき、今後の事件処理や捜査の方向性、方針について警察官の判断が記された情報であり、本件事故に関する捜査機関の方針等に関する情報である。

これらの情報を開示すれば、交通事故処理に係る着眼点や捜査方針等が明らかになり、開示された情報を基にして、将来開始される可能性がある犯罪捜査活動に関して、証拠隠滅等の隠蔽工作や、その他の対抗措置、防衛措置を講じられるおそれがあることは否定できない。また、仮に本件交通事故については、犯罪との関わりが疑われる事態に至らなかったとしても、これらの情報を開示すれば、本件のような物件事故について捜査機関が犯罪性を検討する際の着眼点や判断の過程等が明らかとなり、その結果、本件事故と類似する事故で犯罪性のあるものに関わった者による証拠隠滅や、対抗措置、防衛措置等に利用されるおそれも否定できない。

したがって、「事故発生の状況、指揮事項及び現場略図」に係る情報を開示すれば、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」があるとの実施機関の判断には、相当の理由があると認められ、非開示が妥当である。

4 「被害程度欄の交通事故処理事務に関する情報」について

当該情報は、警察官が事故車両の外観から損傷状況を見分し、自己の経験に基づく主観的な判断により被害金額の概算を記載しているものと認められ、実際の被害金額が、これと異なる可能性は否定できない。諮問庁は、この点を捉えて、不正確な被害金額を開示することにより、交通事故当事者の示談交渉に混乱を招き、円滑な交通事故の解決を妨げ、実施機関の交通事故処理事務にも支障が生じるおそれがある旨主張するが、当該被害金額が示談交渉における当事者の主張を補強する証拠として利用されることがあるとしても、当該金額は、警察官が事故現場で、事故車両の外観から把握した損害の程度を目安として記載したものであることは当然了解される事情であり、当該情報を開示することにより、実施機関の事務に実質的な支障が生じるとまではいえない。

なお、実際の被害金額とは異なる可能性がある旨を、当事者に対し念のため伝えれば、示談交渉に混乱を招くことは容易に防止できるとも考えられる。

したがって、「被害程度欄の交通事故処理事務に関する情報」は、条例第17条第7号に規定する非開示情報には該当せず、開示が妥当である。